

グループホームあんず事業所共同生活援助(介護サービス包括型事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 日本マーキュリー株式会社が開設するグループホームあんず(以下「事業所」という。)が行う指定共同生活援助(介護サービス包括型)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員(以下「従業者」という。)が、障害者に対し、適正な指定共同生活援助(介護サービス包括型)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定共同生活援助(介護サービス包括型)の提供に当たっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活援助計画(以下、個別支援計画)に基づき、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業者は、その提供する指定共同生活援助(介護サービス包括型)の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所等の名称等)

第3条 事業を行う事業所等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 事業所

名称グループホームあんず

所在地東京都葛飾区西亀有 4-21-13

二 ユニット

ユニット①名称グループホームあんず亀有

所在地葛飾区西亀有 4-21-13

サテライト

所在地足立区中川 1-21-15 パリスカメラリ 211 号室

ユニット②名称グループホームあんず金町

所在地葛飾区東水元 1-11-8

サテライト

所在地葛飾区南水元 4-16-19 ラッセル南水元 102 号室

ユニット③名称グループホームあんず堀切

所在地葛飾区堀切 2-25-13

ユニット④名称グループホームあんず小岩

所在地葛飾区鎌倉 3-39-3

ユニット⑤名称グループホームあんず新小岩
所在地葛飾区東新小岩 1-19-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

二 サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、事業所に対する指定共同生活援助(介護サービス包括型)の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

また、利用者について、指定生活介護事業所、指定就労継続支援(B型)事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

三 世話人 2名以上

食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等日常生活に必要な援助を行うものとする。

四 生活支援員 1名以上

入浴、排せつ、食事等の介護を行うものとする。

(指定共同生活援助(介護サービス包括型)の入居定員)

第5条 入居定員は29名とする。内訳は以下のとおり。

ユニット①グループホームあんず亀有定員5名(サテライト1名)

ユニット②グループホームあんず金町定員6名(サテライト1名)

ユニット③グループホームあんず堀切定員7名

ユニット④グループホームあんず小岩定員5名

ユニット⑤グループホームあんず新小岩定員4名

(指定共同生活援助(介護サービス包括型)の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定共同生活援助(介護サービス包括型)が法定代理受領のサービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準額の1割の額とする。

ただし、各区市町村長が定める月額負担上限額の範囲内とする。

一 利用者に対する相談、食事・入浴・排せつ等の介護、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助とする。

二 入居前の体験的な利用(以下「体験利用」という。)についても前号同様とし、事業所は体験利用を提供する。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については、利用者より徴収する。

亀有			金町			堀切			小岩		
居室 No.	面積	家賃	居室 No.	面積	家賃	居室 No.	面積	家賃	居室 No.	面積	家賃
1	7.9	17,000	1	9.54	25,000	1	12.42	30,000	1	8.11	23,000
2	8.2	18,000	2	8.32	24,000	2	12.88	30,000	2	10.3	24,000
3	9	26,000	3	7.88	23,000	3	9.94	28,000	3	13.7	30,000
4	9.1	26,000	4	10.86	28,000	4	8.28	26,000	4	12.2	27,000
5	9.1	23,000	5	9.26	25,000	5	8.13	26,000	5	11.4	26,000
			6	7.71	23,000	6	11.58	30,000			
						7	9.34	26,000			
新小岩											
1	8.70	26,000									
2	8.49	25,000									
3	8.70	28,000									
4	8.20	27,000									
水光熱費					13,000						
食材費					27,000						
日用品費					5,000						

グループホームあんず亀有サテライト	面積㎡	家賃
	7.65	44,000
食材費		27,000
水光熱費		実費
日用品費		実費
グループホームあんず金町サテライト	面積㎡	家賃
	10.0	37,000
食材費		27,000
水光熱費		実費
日用品費		実費

また、WiFi 通信を希望する利用者からは同意を得て、1 か月 2,000 円を徴収する。

なお、食材料費、光熱水費、日用品費については、6 か月ごとに精算を行い、残金が生じた場合は、利用者に返金または次月分として補填するものとする。

- 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
面会	面会は自由です。 ただし、面会簿に記入をしてください。
外出・外泊	事前に職員の許可を取ってください。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかける程度をお願いします。
喫煙	喫煙コーナーをお願いします。喫煙コーナーの他は、館内は全て禁煙です。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。

(緊急時等の対応)

- 第8条 従業者等は、共同生活援助を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(夜間支援体制)

- 第9条 夜間支援については、夜間支援員により、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、個々の利用者の個別支援計画に基づき、緊急時の対応等を行うこととする。
- 2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第11条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者、精神障害者

(虐待の防止のための措置)

第12条 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 一 虐待防止に関する責任者の設置
- 二 苦情解決体制の整備
- 三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- 四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催
- 五 身体拘束等に対する定期的な研修の開催

(その他運営についての重要事項)

第13条 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一 採用時研修採用後3カ月以内
 - 二 継続研修年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本マーキュリー株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第14条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規定は、令和6年 9月 1日から施行する。